

# 労働保険事務組合亀岡商工会議所 建設業一人親方組合 制度説明



令和4年7月12日  
亀岡商工会議所

# 労働保険事務組合亀岡商工会議所 建設業一人親方組合について

## 一人親方とは？

建設業を営む方であって、常態として労働者を使用しない、または労働者を使用する場合でも使用する日の合計が年間100日に満たない方が対象です。

## 特別加入制度とは？

事業主が、仕事や通勤が原因で怪我や病気になった場合、療養給付や休業給付などが受けられる制度です。

詳しくは、厚生労働省のホームページにある「特別加入制度のしおり（一人親方その他の自営業者用）」  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/rousai/kanyu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/kanyu.html)) を  
ご確認下さい。

## 労働保険事務組合亀岡商工会議所 建設業一人親方組合の特徴

- ① 取扱いは**労災保険のみ**です。健康保険等は取扱いしておりません。
- ② 事務連絡は**LINEでのやり取りを基本**とします。  
(LINE友だち登録を行っていただきます。)
- ③ 組合員としての活動は**特にありません**。
- ④ 亀岡商工会議所の**非会員の方**でも加入できます。

## 加入の際の費用

**労働保険料**：給付基礎日額により算出します。（日額は3,500～25,000円を各自選択）

**（例）日額3,500円の場合**

$$3,500\text{円} \times 365\text{日} \times 18/1000 \text{（保険料率）} = 22,995\text{円}$$

**（例）日額5,000円の場合**

$$5,000\text{円} \times 365\text{日} \times 18/1000 \text{（保険料率）} = 32,850\text{円}$$

**事務手数料**：年間12,000円

## 令和4年（2022年）のスケジュール

### 仮申込者が20人未満の場合

9月	9月30日まで仮申込者を募集
10月	組合制度の設置不成立のご連絡

### 仮申込者が20人以上の場合

9月	9月30日まで仮申込者を募集
10月	組合制度の設置可能のご連絡
	本申込の申込開始
	※現在ご自身が加入している組合を 令和4年 <b>11月末で脱退</b> する手続きを進めて下さい。
11月	11月10日までに、 今年度分（12月1日～3月31日まで）の 保険料のお支払い <b>制度設置前キャンペーンとして、 今年度分の事務手数料無料</b>
12月	12月1日より、建設業一人親方組合 <b>開始</b> 希望者に加入証を発行

# 令和5年1月以降のスケジュール

## 毎年のスケジュール

2月	日額変更（希望者のみ）
3月	翌年度分の保険料+事務手数料のお支払い
	支払確認後、加入証の発行可能

### ご注意ください！

4月20日までに、お支払いが確認できない場合、日付を遡って、3月末付で、特別加入の脱退手続きを行います。

4月20日以降、再加入をご希望の場合は、24,000円の事務手数料を頂戴いたします。

（通常の事務手数料12,000円+再加入の手数料12,000円）

# 本申込の流れ

- ①加入申請書、誓約書、身分証明書の提出
  - 厚生労働省の特別加入制度のしおり（一人親方）を閲覧
  - 事務処理規約、災害防止規定の閲覧、同意
  - 当組合の説明動画を視聴
- ②労働保険料の支払い **（令和4年11月10日まで）**
- ③希望者される方に加入証の発行（令和4年12月1日以降）

# 加入証について

- 当組合の加入証

	<b>加 入 証</b>
事業所名称	株式会社KAMEOKA
特別加入者名	明智 かめまる
労働保険番号	26301930350 - 999
給付率確立額	¥3,500
有効期限	令和4年4月1日～令和5年3月31日
労働保険事務組合亀岡商工会議所 京都府亀岡市余部町宝久保1-1	
TEL:0771-22-0053	FAX:0771-25-1200

必要な方はお申し出ください。

# 年度途中の脱退について

①特別加入は、**日割り計算がありません**。

月末の3営業日前（土日祝を除く）までにご連絡いただきました場合、その月末付の脱退が可能です。

それ以降は、翌月分の保険料がかかりますのでご注意ください。また、日付を遡って脱退もできません。

②事務手数料は、**月割計算がありません**。途中脱退された場合も、返金いたしませんのでご了承ください。

## ◆加入証を発行している方

加入証と引き換えに、返金いたします。

**加入証を紛失された場合は、返金できません。**

## ◆加入証を発行していない方

脱退手続きができ次第、返金いたします。

## 問い合わせ先

亀岡商工会議所（担当：伊藤、森本）

窓口対応時間：平日 午前9時～午後5時（土日祝はお休みです）

住所：亀岡市余部町宝久保1-1ガレリアかめおか内

TEL：0771-22-0053

FAX：0771-25-1200

Mail：[rouho@kameokacci.or.jp](mailto:rouho@kameokacci.or.jp)

**どんなことでもお気軽にお問合せ下さい。**